

# 地域交流施設等における地域連携の取組について

## ●取組の内容 ～「地域との交流を行うもの」とは？

<p><b>地域交流施設等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 総合生活サービス窓口</li> <li>2) 情報提供施設</li> <li>3) 生活相談サービス施設</li> <li>4) 食事サービス施設</li> <li>5) 交流施設</li> <li>6) 健康維持施設</li> </ol>	➤	<p><b>&lt;具体例&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行政・医療機関等とのネットワークを活用し、入居者だけでなく地域住民等への個別相談・情報提供の場を創出</li> <li>・地域住民等も利用できるカフェ・レストラン等の交流の場を創出</li> <li>・施設内の厨房による地域住民等への配食サービスの提供</li> <li>・地域交流施設等にて、入居者と地域住民等が参加できる各種イベント・セミナー等を企画</li> <li>・地域団体等の活動拠点の場としても提供</li> <li>・災害時の避難拠点、子供の緊急避難拠点としての機能も提供</li> </ul>
--	---	--

「地域と交流」とは…

サ付き住宅の建物内ではなく、外部の地域との交流をすること

- コミュニティの場づくり（ソフト・ハード）
- 地域活動との連携（コミュニティ融合）
- NPO 法人・教育機関等との連携（体験や学びの提供）
- 行政・医療機関等との連携（情報の提供）

## ●取組事例 ～「地域との交流を行うもの」と判断できるもの

**補助対象の要件**

- サービス付き高齢者向け住宅の高齢者生活支援施設として登録していること
- 地域との交流を行うもの
- 「地域との連携計画書」を提出していること

**完了実績報告における確認内容**

- サ付き登録事項の確認
- 適正運用確認資料の確認
- 地域交流施設またはサ付き住宅建物が、地域との交流を行う根拠資料の確認

**プラン概略図の凡例**  
(※新築事業を想定)

- ▼ : 出入口
- (黄) : 住宅
- (赤) : 地域交流施設 (補助対象)
- (灰) : 地域交流施設 (補助対象外)
- (青) : 介護関連施設等 (補助対象外)
- (緑) : 共用部分等

※完了実績報告にて地域との連携を確認できない場合、補助対象外として扱うことがある

### 事例 1 総合生活サービス窓口 外部からの利用もしやすい総合生活サービス窓口を整備した例

- 通所リハビリテーション事業所の外部利用者の動線上に設けられ、住宅だけではなく、外部からの利用者が立ち寄りやすい総合生活サービス窓口
- 介護関連施設とセットで介護予防活動拠点として機能する例

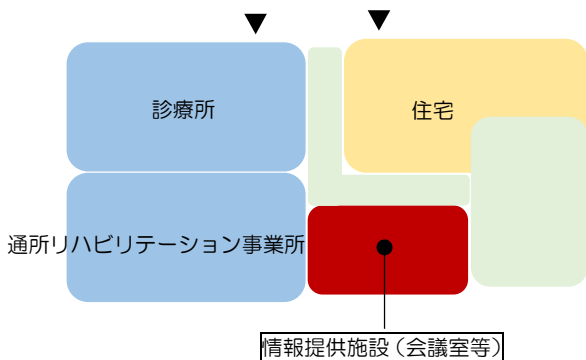
**他事例の取組**

- ・治療や入院についての相談、医療費等の支払、仕事、介護保険制度や福祉用具などの総合窓口
- ・健康相談会の実施
- ・介護予防・健康教室等の実施

事例 2

**情報提供施設**

外部開放した会議室スペースを整備した例



- 医療・介護・保険などの情報を提供する場所として開放（セミナー開催）
- 自治会等の会合および地域住民のグループ活動の場として提供

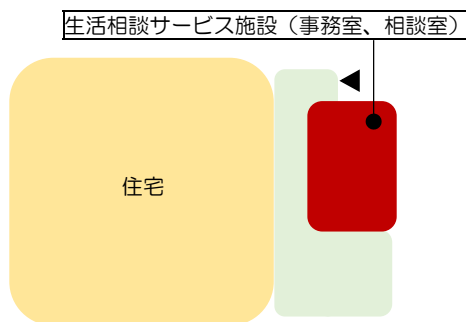
他事例の取組

- ・ 絵画、手芸、俳句等の展覧会の場として提供
- ・ 茶話会等のイベントの開催
- ・ パンフレット等の設置による情報提供

事例 3

**生活相談サービス施設**

外部開放した相談室等を整備した例



- 外部からの利用者も入居者も利用しやすく、オープンスペースに面した相談室とプライバシーが守られる相談室を用意

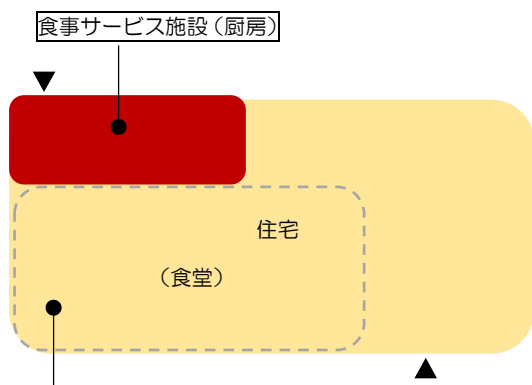
他事例の取組

- ・ 暮らしにおける困りごと（健康、介護、子育ての悩み等）を相談する場

事例 4

**食事サービス施設**

厨房を地域交流施設等として整備した例



- 地域住民へ向けた配食サービスの実施

他事例の取組

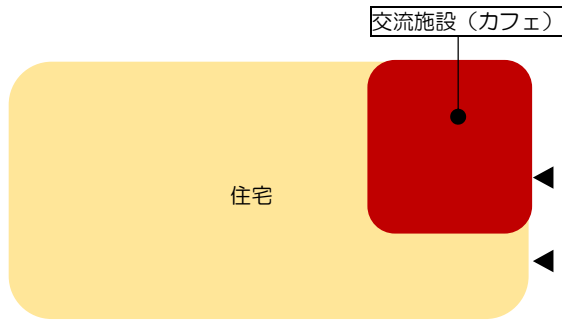
- ・ 夕食のお惣菜やお弁当の販売
- ・ パンの販売
- ・ 食事配膳ボランティアの一環として、入居者とともに食事を楽しんでもらう場の提供
- ・ 入居者専用の食堂や屋上広場等を、内覧会および季節のイベント（夏祭りやクリスマス会等）の際に外部利用可能とし食事を提供

※本事例のように「食堂」を外部利用可能とする場合、サツキ登録上の扱いについては、建設地の登録主体に確認が必要である

事例5

### 交流施設

多世代コミュニティの醸成を担う外部開放型カフェを整備した例



○カフェを外部にも開放し、モーニングからランチ、デザートまで提供、入居者とその家族・友人だけでなく地域の人でも利用出来、多世代交流拠点として地域へ貢献

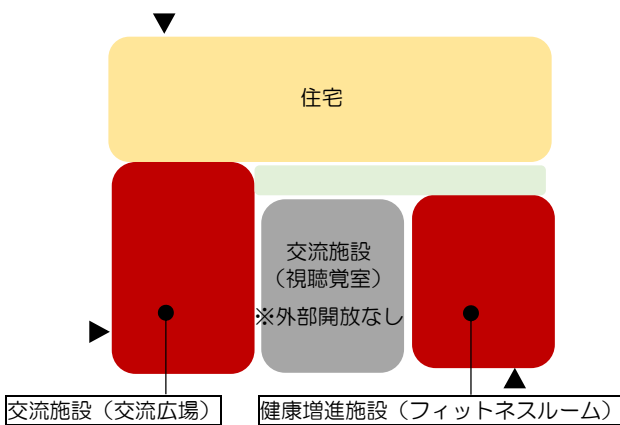
他事例の取組

- ・地域の老人会・自治会や地域住民の会合等への場所提供
- ・認知症カフェ、こども食堂の実施
- ・子供向け「おしごと体験」の実施
- ・ピアノ演奏会、絵画展示会等の開催
- ・介護や健康等に関するセミナーの開催
- ・料理教室の実施

事例6

### 交流施設、健康増進施設

外部に開放される交流施設と外部開放は行わない交流施設を整備した例



○外部に開放された交流広場および健康増進施設にて各種イベント等を行う

○外部への開放は行わず入居者のみの利用となる交流施設（視聴覚室）は補助対象外となる

他事例の取組

- ・入居者および地域高齢者を対象としたレクリエーションの開催（体操教室、介護予防教室、転倒予防教室、カラオケ教室、囲碁将棋教室、料理教室、手芸教室、昔遊び教室等）
- ・映画鑑賞会や音楽会の開催、趣味の会の拠点
- ・夏祭り、地元産の農産物その他の販売
- ・子供の緊急避難場所、災害時避難所
- ・介護や暮らしに関するセミナーの開催

事例7

### 交流施設

(改修事例)小学校の体育館を改修し、地域に開放した交流施設を整備した例



○体育館を地域住民にも利用してもらうことにより（運動サークル活動、地域の運動会等）、多世代交流拠点として地域へ貢献

○これまでの学校施設としての防災機能を継承し、災害時避難拠点として指定

他事例の取組

- ・キッチンを設けた多目的ホールで入居者および地域住民等を対象とした食事・飲み物提供や料理教室の実施